別表六(六)の表を次のように改める。

別表六（六）　試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

試験研究費の総額に係る税額控除

試験研究費の額		1		円	
控除対象試験研究費の額	同上のうち特別試験研究費以外の額	2			
	(1)のうち試験研究費の総額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3			
	控除対象試験研究費の額 (2)＋(3)	4			
平均売上金額 (別表六(十)「5」)		5			
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(5)}$		6			
試験研究費の額に係る税額控除	(6) ≧ 10％の場合	7	0.1		
	(6) ＜ 10％の場合 (6)×0.2＋$\frac{8}{100}$ (小数点以下３位未満切捨て)	8			
税額控除限度額 (((1)又は(4))×(7))又は(((1)又は(4))×(8))		9		円	
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)		10			
当期税額基準額 (10)×$\frac{25又は30}{100}$		11			
当期税額控除可能額 ((9)と(11)のうち少ない金額)		12			
法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「8の②」)		13			
当期税額控除額 (12)－(13)		14			

特別試験研究費に係る税額控除

特別試験研究費の額 (29の計)	15		
特別試験研究費に係る税額控除割合 $\frac{12}{100}$ －((7)又は(8))	16		
特別研究税額控除限度額 (15)×(16)	17		円
当期税額基準額残額 (11)－(12)	18		
当期税額控除可能額 ((17)と(18)のうち少ない金額)	19		
法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「9の②」)	20		
当期税額控除額 (19)－(20)	21		

前期繰越分

差引当期税額基準額残額 (11)－(12)－(19)	22	円
繰越税額控除限度超過額 (33の計(総額＋特別))	23	
同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((22)と(23)のうち少ない金額) ((30の①)≦(32の②))の場合は０)	24	
法人税額超過構成額 (別表六(二十五)「6の②」＋「7の②」)	25	
当期繰越税額控除額 (24)－(25)	26	
法人税額の特別控除額 (14)又は((14)＋(21)＋(26))	27	

特別試験研究費の額の明細

特別試験研究の内容	特別試験研究費の額
28	29
	円
計	

繰越税額控除の計算に関する明細

前期研究費の額の計算に係る試験			当該事業年度 ①	前事業年度又は前連結事業年度 ②
試験研究費の額		30	円	円
当該事業年度の月数 ／ 前事業年度又は前連結事業年度の月数		31		――
改定試験研究費の額 (30)×(31)		32		円

繰越税額控除限度超過額の内訳		事業年度又は連結事業年度	区分	前期繰越額 33	当期控除可能額 34
			総額	円	円
	平・・		特別		
	平・・				
	平・・		総額		
	平・・		特別		
	計		総額		
			特別		

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）